

11月7日
11月

労働軍團規約

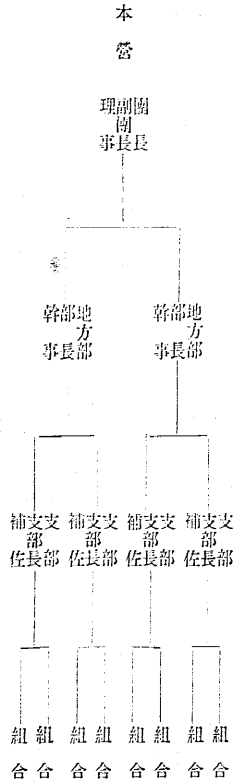
目的

第一條 本團は專制的資本主義を排し「デモクラチック産業界」を樹立し労働者の解放は労働者自身に於て是れを行ふことを目的とす

組織

第二條 本團は左の機關によりて是れを構成す

- 一 本營、團長一名、副團長一名、理事五名
右の内團長は全團員の選舉により就任するものにして、其の任期は滿三年とす副團長及び理事は團長の指名による
- 二 地方部、部長一名、幹事若干名
右の内部長は團長の指名により幹事は當該部長の指名により就任するものとす
- 三 地方部の下に支部を置き支部長一名、補佐若干名を設く
支部長は各組合の選舉により補佐は支部長の指名によりて就任するものとす
- 四 支部の下に各組合を設く
組合は同一工場若くは同一種類の業務に属する労働者十名以上を以て組織し必要に應じて組合長及び委員を置くことを得
右の組織を圖示すれば左の如し



健康な身體は健康な精神の土壌なり健康な身體及び健康な精神は國威を發揚するに於て最も重要なものなり我々労働者も先づ此の團結を以て

不健康な身體は不健康な精神の土壌なり健康な身體及び健康な精神は國威を發揚するに於て最も重要なものなり我々労働者も先づ此の團結を以て

後「健康な身體は健康な精神の土壌なり健康な身體及び健康な精神は國威を發揚するに於て最も重要なものなり我々労働者も先づ此の團結を以て

裁判長 三田村 四郎

家主側辯護士 三田村 四郎

借家側辯護士 三田村 四郎

證人 三田村 四郎

傍聴者 三田村 四郎

本會 三田村 四郎

以上